

# 第八支会地区防災計画

令和元年5月16日改正

青梅市第八支会地区防災対策委員会

# 計 画 の 構 成

## 第 1 部 総則

- 1 計画の目的
- 2 計画の構成
- 3 計画の修正
- 4 防災組織
- 5 第八支会地区の特性

## 第 2 部 災害予防計画

- 1 防災知識の普及
  - (1) 普及事項
  - (2) 普及方法
- 2 防災訓練
  - (1) 総合訓練
  - (2) 避難所運営訓練
  - (3) 個別訓練
- 3 避難情報と避難体制の整備
- 4 災害時要配慮者対策
  - (1) 要支援者への支援
  - (2) 要支援者の避難場所
- 5 災害対策用物資の備蓄

## 第 3 部 震災応急対策計画

- 1 応急活動体制
  - (1) 第八支会地区防災対策本部の設置
  - (2) 地区防災対策本部の活動
  - (3) 地区防災対策本部の廃止
- 2 避難計画
  - (1) 避難場所の開設場所
  - (2) 実践的な対応が取れる組織

## 第4部 風水害等応急対策計画

### 1 応急活動体制

- (1) 地区防災対策本部の設置
- (2) 地区防災対策本部の活動
- (3) 避難準備情報発令にともなう自主避難者受け入れ体制
- (4) 地区防災対策本部の廃止

### 2 避難計画

- (1) 避難所等の開設場所
- (2) 避難者の受け入れ

### 3 土砂災害計画避難体制

## 第5部 震災・風水害応急対策における具体策

### 1 地区対策本部の設置

### 2 参集する地区防災対策本部員

### 3 地区内の被害状況の収集および報告

### 4 災害時要支援者のうち重点支援者（S・A・Bランクの支援）

### 5 避難所の開設

- (1) 避難場所
- (2) 避難者の受け入れ

## 第1部 総則

### 1 計画の目的

この計画は、第八支会地区防災対策委員会（以下「委員会」という。）規約第4条第1号の規定にもとづき、防災組織の編成および防災活動について必要な計画事項を定め、日ごろからの防災活動および災害発生後の被害に対する具体策を明確にし、これを着実に実施することにより、地区内における地震、土砂災害や水害などの災害から地域住民の生命および財産を守ることを目的とする。

### 2 計画の構成

この計画は、次の5部からなる構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 震災応急対策計画

第4部 風水害応急対策計画

第5部 震災・風水害応急対策における具体策

### 3 計画の修正

この計画は、委員会が毎年検討を加え、災害対策基本法の改正や青梅市地域防災計画の修正があった場合、その他必要があると認める場合はこれを修正する。

### 4 防災組織

組 織 名	役 割
第八支会 地区防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第八支会地区防災対策本部の設置に関する事。</li><li>・ 青梅市災害対策本部との連絡調整に関する事。</li><li>・ 管内の被害に関する情報の収集、伝達に関する事。</li><li>・ 各自治会との連絡調整に関する事。</li><li>・ 災害時要援護者支援に関する事。</li><li>・ 避難所の開設および運営に関する事。</li><li>・ 地域防災活動の企画に関する事。</li></ul>

青梅市消防団 第8分団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水火災の防御に関すること。</li> <li>・ 人命の救助および救護に関すること。</li> <li>・ 避難勧告等の伝達および避難誘導に関すること。</li> <li>・ その他消防および水防に関すること。</li> </ul>
まとい会霞西支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団の活動に対する支援に関すること。</li> </ul>
青梅交通安全協会 第8支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通誘導の補助に関すること。</li> <li>・ 住民の避難誘導に関すること。</li> </ul>
民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者支援に関すること。</li> <li>・ 高齢者や障害者の安否確認に関すること。</li> </ul>
青梅女性防火防災の会 第8支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設・運営に関すること。</li> <li>・ 避難民に対する炊き出しに関すること。</li> </ul>
管内の小中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒の避難・誘導に関すること。</li> <li>・ 避難所の開設・運営に関すること。</li> </ul>
防災士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災活動の企画・指導に関すること。</li> </ul>

※組織図および具体的対応は資料のとおり

## 5 第八支会地区の特性

第八支会地区（東青梅地区、根ヶ布地区、師岡町地区）は、青梅市（以下「市」という。）の中央部に位置し、地区のほぼ中央には、荒川水系に属する霞川が流れ、流路の両側には低地が広がっている。

また、北西には永山丘陵が広がり、これに隣接する根ヶ布地区の多くは土砂災害区域に指定されている。

このため、地区防災計画は、霞川に隣接する東青梅地区および師岡町地区、土砂災害区域が多い根ヶ布地区は大雨による風水害を考慮したものとする。

※河川氾濫区域およびがけ崩れ危険区域を地図に示す。

## 第2部 災害予防計画

### 1 防災知識の普及

委員会は、「自分たちのまちは自分たちの手で守る。」という意識を啓発するため、次により防災知識の普及を行う。

#### (1) 普及事項

- ア 委員会組織および防災計画に関すること。
- イ 震災、火災、土砂災害および水害等についての知識に関すること。
- ウ 各種避難情報と避難対応に関すること。
- エ 総合訓練、避難所運営訓練で消火器、救助、炊き出し資器材等の整備・保守および非常食の備蓄を確認する。
- オ 家庭における防災上の留意事項に関すること。
- カ その他防災に関すること。

#### (2) 普及方法

- ア パンフレット等の配布
- イ 座談会および講演会等の開催
- ウ 防災訓練の開催

### 2 防災訓練

大震災等の災害の際、迅速、的確に行動できるよう、次により防災訓練を実施する。

#### (1) 総合訓練

8月の第3日曜日あるいはその他の日に実施する。

#### (2) 避難所運営訓練

避難所運営マニュアルにもとづき実施する。

#### (3) 個別訓練

第八支会内の各自治会は総合訓練のほか、自治会で定める防災実施計画にもとづき年1回以上実施する。

### 3 避難情報と避難体制の整備

市および防災機関から出される情報を正確かつ迅速に地区住民に伝達するため、消防団および自治会長と連携し、避難情報の伝達と

避難体制を確立する。

- (1) 東青梅センター（以下「市民センター」という。）職員は、市および防災機関から出される情報を各自治会長へメールで周知を図る。
- (2) 消防団は、避難情報の広報および地域住民と連携し、避難誘導を行う。

#### 4 災害時要配慮者対策

市では災害発生時に自力で避難行動を行えない高齢者や障害のある方の安否確認、避難誘導を行うため支援制度を設けて登録を行っている。

第八支会においても、登録者に対し普段からの見守り、安否確認などの支援を行うため、災害時要配慮者宅への訪問カードをもとに地域での支援体制づくりを推進する。

##### (1) 要支援者への支援

ア 訪問カードに基づき支援の優先順位をつけ、真に支援が必要な要配慮者については警察、消防などの公的機関のほか、近隣の支援者と連携をとり支援体制を確立する。

イ 要支援者宅の近隣者から安否確認など、情報の収集に努める。

##### (2) 要支援者の避難場所

要支援者はそれぞれの事情があるのでその実情に合った避難場所を選定しておく。

#### 5 災害対策用物資の備蓄

○救援物資等

令和元年4月1日現在

品名	数量	摘要
カンパン・ビスケット	4,800食	R1.9
アルファ米	3,750食	R1.9
飲料水ろ過装置	1基	
簡易組立トイレ	3基	

防 災 シ ー ト	1 1 0 枚	
毛 布	2 0 0 枚	
ポ リ タ ン ク	3 0 個	
自 家 用 発 電 機	1 基	
災 害 救 助 工 具 格 納 箱 セ ッ ト	1 式	
ガ ソ リ ン 携 行 缶	1 缶	2 0 リ ッ ト ル



## 第3部 震災応急対策計画

### 1 応急活動体制

#### (1) 本部の設置

市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合には、市民センター内に第八支会地区防災対策本部（以下「地区防災対策本部」という。）を設置する。

地区防災対策本部を設置した場合には、市災害対策本部（市役所）にその旨を連絡する。

\*地震における地区防災対策本部が設置された場合は、委員会委員は原則として連絡を待つことなく、自主的に市民センターに参集する。

#### (2) 地区防災対策本部の活動

ア 地区防災対策本部長、同副本部長、防災士および市民センター職員は、市民センターへ参集する。

イ 地区内の被害状況の収集および市、消防署等への報告を行う。  
被災情報の収集は、消防団および避難場所へ避難してきた住民から収集する。これらの情報は市、消防署等への報告を行う。  
※情報の伝達については消防団の広報および各地域の広報担当へ連絡する。

ウ 市および関係機関からの情報を地区住民へ伝達する。

エ 必要に応じて避難所の開設を行う。

また、市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて市災害対策本部に人的派遣および食糧等の物資の要請等を行う。

#### (2) 地区防災対策本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は、地区防災対策本部を廃止する。

地区防災対策本部を廃止した場合には、市災害対策本部にその旨を連絡する。

## 2 避難計画

### (1) 避難所等の開設場所

震災時の避難所および避難場所は、市地域防災計画で定められているが、第八支会の避難所・指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	電 話 番 号	備 考
青梅市役所	東青梅 1 - 1 1 - 1	2 2 - 1 1 1 1	
青梅市立第四小学校	東青梅 6 - 1 - 1	2 2 - 7 2 6 8	避 難 所
東青梅市民センター	師岡町 3 - 9 - 6	2 4 - 8 1 1 0	避 難 所
青梅市立霞台中学校	師岡町 4 - 6 - 1	2 4 - 1 1 4 1	避 難 所
青梅市福祉センター	東青梅 1 - 1 7 7 - 3	2 2 - 1 1 2 5	二次避難所

※ 避難所とは、大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、市では小・中学校など32か所が指定されている。

※ 避難場所とは、地震などによる火災が拡大して危険になったときに避難する場所をいう。

※ 二次避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象にした避難所をいう。

### (2) 実践的な対応が取れる組織

委員会で各自治会を支部組織としているが、これを東青梅地区、根ヶ布地区、師岡町地区の3ブロックにまとめ、より活動しやすい組織に再編する。

## 第4部 風水害応急対策計画

### 1 応急活動体制

#### (1) 地区防災対策本部の設置

次の場合に、市民センター内に地区防災対策本部を設置する。

- ア 台風の接近および集中豪雨により第八支会内において大きな災害が予想される場合
- イ 市に「土砂災害警戒情報」が発令された場合
- ウ その他委員会会長が必要と判断した場合

#### (2) 地区防災対策本部の活動

ア 地区防災本部長、同副本部長、防災士および市民センター職員は、市民センターへ参集する。

イ 地区内の被害状況の収集および市、消防署等への報告を行う。  
被災情報の収集は、消防団および避難場所へ避難してきた住民から収集する。これらの情報は市、消防署等への報告を行う。

※情報の伝達については消防団の広報および各地域の広報担当へ連絡する。

ウ 市および関係機関からの情報を地区住民へ伝達する。

エ 必要に応じて避難所の開設を行う。

また、市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて市災害対策本部に人的派遣および食糧等の物資の要請等を行う。

避難所開設にあたっては、避難所開設マニュアルに従い開設する。

#### (3) 避難準備情報発令にともなう自主避難者受け入れ体制

ア 避難準備情報発令は防災無線、ホームページ、メールで市民センターへの自主避難の周知が図られる。

イ センター職員1名と近隣職員1名が待機し、自主避難者受け入れ体制を取る。

ウ 自主避難者がいる場合は市防災課、委員会会長へ連絡する。

エ 自主避難者の受入れ場所は、市民センターの和室、会議室を用意する。

また、自主避難の場合は、避難者が身の回りのもを用意して

避難することが原則であるが、毛布など必要なものは貸与する。

#### (4) 地区防災対策本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は地区防災対策本部を廃止する。

地区防災対策本部を廃止した場合には、市災害対策本部にその旨を連絡する。

## 2 避難計画

### (1) 避難所等の開設場所

災害時の避難所および避難場所は、市地域防災計画で定められているが、第八支会の避難所・指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	電 話 番 号	備 考
青梅市役所	東青梅 1 - 1 1 - 1	2 2 - 1 1 1 1	
青梅市立第四小学校	東青梅 6 - 1 - 1	2 2 - 7 2 6 8	避難所
東青梅市民センター	師岡町 3 - 9 - 6	2 4 - 8 1 1 0	避難所
青梅市立霞台中学校	師岡町 4 - 6 - 1	2 4 - 1 1 4 1	避難所
青梅市福祉センター	東青梅 1 - 1 7 7 - 3	2 2 - 1 1 2 5	二次避難所

※ 避難所とは、大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、市では小・中学校など32か所が指定されている。

※ 避難場所とは、地震などによる火災が拡大して危険になったときに避難する場所をいう。

※ 二次避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象にした避難所をいう。

### (2) 避難者の受け入れ

避難所の開設に際しては、避難所開設マニュアルにそって迅速に避難者の受け入れを行う。

### 3 土砂災害警戒避難体制

土砂災害警戒区域

単位：か所

		急 傾 斜 地		土 石 流		合 計	
地区名	町 丁 名	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
第八支会地区	師岡町1丁目	2	2			2	2
	東青梅2丁目	3	1			1	1
	東青梅6丁目	3	3	1	1	4	4
	根ヶ布1丁目	3 3	3 3	1 5	1 0	4 8	4 3
	根ヶ布2丁目	1 8	1 6	1	1	1 9	1 7
合 計		5 9	5 5	1 7	1 2	7 6	6 7

## 第5部 震災・風水害応急対策における具体策

### 1 地区防災対策本部の設置

次の場合に、市民センター内に地区防災対策本部を設置する。

- (1) 市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合
- (2) 台風の接近および集中豪雨により第八支会内において大きな災害が予想される場合
- (3) 市に「土砂災害警戒情報」が発令された場合
- (4) その他委員会会長が必要と判断した場合

### 2 参集する地区防災対策本部員

地区防災対策本部長、同副本部長、防災士および市職員・市民センター職員は、市民センターへ参集する。また、市災害対策本部と連携し防災活動を行う。

### 3 地区内の被害状況の収集および報告

- (1) 被害情報の収集は、消防団および避難場所へ避難してきた住民から収集する。これらの情報は市、消防署等への報告を行う。
- (2) 市および関係機関からの情報を地区住民へ伝達する。

※情報の伝達については消防団の広報および各地区の広報担へ連絡する。

### 4 災害時要支援者のうち重点支援者（S・A・Bランクの支援）

- (1) 訪問カードのS・A・Bランクの要支援者を優先して避難所への避難支援を開始する。
- (2) 市立霞台中学校への避難対象者は、風水害時では自宅にいることが安全なため自宅待機とする。

### 5 避難所の開設

#### (1) 避難場所

避難所は土砂災害警戒区域に近接する市民センターと市立第四小学校とする。

開設運営については避難所運営マニュアルにもとづき避難所を開設する。

市民センター：市職員、市民センター職員、避難所対象自治会長

市立第四小学校：市職員、避難所対象自治会長

## (2) 避難者の受入れ

### ア 自主避難の場合

自主避難者がいる場合は市防災課、委員会会長へ連絡する。

自主避難者の受入れ場所は、市民センターの和室、会議室を用意する。また、自主避難の場合は避難者が身の回りのものを用意して避難することが原則であるが、毛布など必要なものは貸与する。

### イ 震災後および避難勧告の場合

ア 地区防災対策本部を設置する。

イ 地区防災対策本部長、同副本部長、防災士および市職員は、市民センター、青梅市立第四小学校、青梅市立霞台中学校へ参集する。

ウ 市職員および委員会委員は市民センター、市立第四小学校、市立霞台中学校で避難所運営マニュアルにもとづき避難所の開設を行う。

エ 避難準備情報が発令された段階で土砂災害警戒区域に在住する訪問カードAランクの要支援者については近隣住民と協力し避難を開始する。

\* 訪問カードのランクは絶対的に支援が必要な人をS、A、B

多少の支援があれば避難できる人をC

支援が現在は必要でない人をDとした。

### 付則

- 1 この計画は平成18年3月30日から施行する。
- 2 この計画は平成28年3月31日から施行する。
- 3 この計画は令和元年5月16日から施行する。